川口市墓地等の経営の許可等に関する条例

平成14年3月29日 条例第27号

(趣旨)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「法」という。)の規定による墓地、納骨堂及び火葬場(以下「墓地等」という。)の経営の許可等に係る基準及び手続その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(市長との協議)

- 第3条 法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可(以下「経営許可」という。)の申請をしようとする者(以下「申請予定者」という。)は、あらかじめ、当該墓地等の経営の計画について、市長と協議しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 納骨堂を寺院、教会等の礼拝の施設又は火葬場の敷地内に設置する場合
 - (2) 災害の発生又は公共事業の実施に伴い、自己又は自己の親族のために設置された墓地を移設する場合
 - (3) 災害時において緊急に墓地等を設置することが必要と市長が認める場合
 - (4) 既にある墓地等を引き継いで経営する場合
- 2 前項の規定による協議を行う場合は、次に掲げる事項を記載した書面を、規則 で定める日までに市長に提出しなければならない。
 - (1) 申請予定者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (2) 墓地等の名称及び所在地
 - (3) 墓地等の構造設備の概要
 - (4) 申請予定日
 - (5) その他規則で定める事項
- 3 前項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請予 定者が地方公共団体の場合にあっては、市長が別に定めるところによる。

- (1) 法人の登記事項証明書
- (2) 墓地等の経営管理の計画に関する書類
- (3) 墓地等の経営管理の財務に関する規則で定める書類
- (4) 墓地にあっては、墓地使用契約約款その他これに相当するもの(以下「契約約款」という。)
- (5) その他規則で定める書類
- 4 市長は、第1項の規定による協議があった場合において、申請予定者に対し、 必要な助言及び指導を行うことができる。

(標識の設置等)

- 第4条 申請予定者は、墓地等の設置の計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該計画に係る土地の見やすい場所に、規則で定める日までに標識を設置しなければならない。
- 2 申請予定者は、前項の規定により標識を設置したときは、規則で定めるところ により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 第1項の規定により設置された標識は、第13条第2項に規定する工事完了検 査済証の交付を受ける日まで設置しておかなければならない。

(説明会の開催等)

- 第5条 申請予定者は、規則で定めるところにより、近隣住民等(規則で定める者をいう。以下同じ。)に対し、墓地等の経営の計画について、規則で定める日までに説明会を開催しなければならない。
- 2 申請予定者は、前項の規定により説明会を開催したときは、速やかにその説明 会の内容その他規則で定める事項を市長に報告しなければならない。

(近隣住民等との協議等)

- 第6条 申請予定者は、近隣住民等から墓地等の経営の計画について、規則で定める日までに意見の申出があったときは、当該申出をした者と協議し、十分理解を得られるように努めなければならない。
- 2 申請予定者は、前項の規定による協議を行ったときは、速やかにその協議の内容その他規則で定める事項を市長に報告しなければならない。

(勧告)

第7条 市長は、第3条から前条までに規定する手続がされていないと認めるとき は、経営許可を受けようとする者に対し、必要な勧告をすることができる。

(緑地及び駐車施設の設置)

- 第8条 墓地の経営の許可を受けようとする者は、墓地の設置を計画するに当たっては、規則で定めるところにより、墓地の区域内に緑地を設けるよう努めなければならない。
- 2 墓地又は納骨堂の経営の許可を受けようとする者は、墓地又は納骨堂の設置を 計画するに当たっては、規則で定めるところにより、当該墓地の区域内又は当該 墓地若しくは納骨堂に近接した場所等に、自動車の駐車のための施設を設けるよ う努めなければならない。

(経営許可の申請)

- 第9条 経営許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長 に提出しなければならない。
 - (1) 経営許可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (2) 第3条第2項第2号及び第3号に掲げる事項
 - (3) その他規則で定める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長 が認めるときは、一部の書類の添付を省略することができる。
 - (1) 墓地にあっては、墓地の経営を行うことを理事会等の意思決定機関において 決定したことを証する書類
 - (2) 第3条第3項第1号から第4号までに掲げる書類
 - (3) 墓地等を設置しようとする土地の登記事項証明書
 - (4) その他規則で定める書類

(経営許可の基準等)

- 第10条 市長は、次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、経営 許可をしてはならない。
 - (1) 墓地等を経営しようとする者が、次の各号のいずれかに該当する者であること。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- ア 地方公共団体
- イ 宗教法人で、宗教法人法(昭和26年法律第126号)の規定により登記 された主たる事務所を5年以上市内に有するもの
- ウ 墓地等の経営を目的として設立された公益社団法人又は公益財団法人
- (2) 経営許可の申請に係る墓地等を経営するために必要な経営的基礎があること。
- (3) 墓地にあっては、契約約款の内容が規則で定める基準に適合するものであること。
- (4) 墓地等の設置場所は、当該墓地等を経営しようとする者が所有する土地(当該土地に関する所有権以外の権利が存しないものに限る。)であること。
- (5) 前号に掲げるもののほか、墓地等の設置場所は、別表第1に掲げる基準に適合するものであること。
- (6) 墓地等の構造設備は、別表第2に掲げる基準に適合するものであること。ただし、墓地等を引き継いで経営しようとする場合であって、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障がないと認められるときは、この限りでない。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、墓地等の管理及び埋葬等が、市民の宗教的感情 に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われるも のであること。
- 2 災害の発生又は公共事業の実施に伴い、墓地等を移転することが必要である場合は、前項第5号及び第6号の規定を適用しないことができる。
- 3 市長は、経営許可をするに当たって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、 監査法人による財務監査を受けることその他の必要な条件を付することができる。 (許可書の交付等)
- 第11条 市長は、経営許可の申請があった場合において、許可又は不許可の決定をしたときは、規則で定めるところにより、当該申請をした者に、許可の決定にあっては許可書を交付し、不許可の決定にあっては書面でその旨を通知するものとする。
- 2 経営許可を受けた者は、管理事務所内の見やすい場所に前項の許可書を掲示し なければならない。

(工事の着手の届出)

第12条 経営許可を受けた者は、当該経営許可に係る墓地等の工事に着手しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

(工事の完了検査等)

- 第13条 経営許可を受けた者は、前条の工事が完了したときは、規則で定めると ころにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該工事が経営許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該工事が当該経営許可の内容に適合していると認めたときは、工事完了検査済証(以下「検査済証」という。)を当該経営許可を受けた者に交付するものとする。
- 3 経営許可を受けた者は、検査済証の交付を受けた後でなければ、当該経営許可 に係る墓地等を使用させてはならない。

(変更許可等の申請等)

- 第14条 法第10条第2項の規定による墓地の区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可(以下「変更許可」という。)又は墓地等の廃止の許可(以下「変更許可等」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 変更許可等を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (2) 第3条第2項第2号に掲げる事項
 - (3) 墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更にあっては、その内容
 - (4) その他規則で定める事項
- 2 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。
- 3 墓地の経営許可又は墓地の区域の拡張に係る変更許可を受けた者は、当該許可 を受けた日から5年を経過した後でなければ当該墓地の区域の拡張に係る変更許 可の申請を行うことができない。
- 4 第8条、第10条及び第11条(墓地の区域の縮小に係る変更許可にあっては、 第8条及び第11条)の規定は、変更許可について準用する。

- 5 墓地の区域の縮小に係る変更許可の基準は、当該縮小に係る区域における改葬 が完了していることとする。
- 6 前2条の規定は、変更許可を受けた者のうち、墓地の区域又は納骨堂若しくは 火葬場の施設の拡張に係る許可を受けた者について準用する。
- 7 法第10条第2項の規定による墓地又は納骨堂の廃止の許可の基準は、改葬が 完了していることとする。ただし、当該廃止に係る墓地又は納骨堂を引き継いで 経営を行う者がある場合は、この限りでない。
- 8 市長は、前項の許可をするに当たって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から 必要な条件を付することができる。
- 9 第11条第1項の規定は、法第10条第2項の規定による墓地等の廃止の許可について準用する。

(準用)

第15条 第3条から第7条までの規定は、変更許可を受けようとする者のうち、 墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の拡張(墓地の面積若しくは納骨堂 の建築面積を50パーセント以上拡張し、又は火葬場の建築面積を拡張しようと する場合に限る。)に係る許可を受けようとする者について準用する。

(変更の届出)

- 第16条 経営許可を受けた者は、墓地等の構造設備の変更をしようとするとき (変更許可を受ける必要があるときを除く。)は、規則で定めるところにより、 あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。
- 2 経営許可を受けた者は、その名称又は住所、代表者の氏名、墓地等の名称その 他規則で定める事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、速やか にその旨を市長に届け出なければならない。

(都市計画事業等に係る墓地又は火葬場の届出)

第17条 法第11条第1項又は第2項の規定により、法第10条の許可があった ものとみなされたときは、墓地又は火葬場の経営者は、規則で定めるところによ り、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(墓地使用契約)

第18条 墓地の使用に係る契約は、規則で定める基準に適合した契約約款をその

内容とするものでなければならない。

2 市長は、墓地の経営者が前項の規定に従っていないと認めるときは、必要な勧告をすることができる。

(管理者の遵守事項)

- 第19条 墓地等の管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を遵守しなければならない。
 - (1) 墓地 次に掲げる事項
 - ア 清潔を保持し、掃除、補修及び植栽等の管理を怠らないこと。
 - イ 墓石が倒壊したとき又はそのおそれがあるときは、速やかに安全措置を講 じ、又は墓地の使用者に同様の措置を講ずるよう求めること。
 - ウ 障壁が倒壊したとき又はそのおそれがあるときは、速やかに安全措置を講 ずること。
 - (2) 納骨堂 清潔を保持し、清掃及び補修を怠らないこと。
 - (3) 火葬場 次に掲げる事項
 - ア 清潔を保持し、掃除及び補修を怠らないこと。
 - イ 火葬場における残骨は、丁寧に取り扱うこと。
 - ウ 障壁が倒壊したとき又はそのおそれがあるときは、速やかに安全措置を講 ずること。

(立入調査)

- 第20条 市長は、必要があると認めるときは、その職員に、墓地又は納骨堂の経営者又は管理者の同意を得た上で、当該墓地又は納骨堂に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。
- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(公表)

- 第21条 市長は、第7条(第15条において準用する場合を含む。以下同じ。) 又は第18条第2項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、 その旨を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、第7条又は第18条第

2項の規定による勧告を受けた者に、あらかじめ、その理由を通知するとともに、 意見を述べる機会を与えるものとする。

(手続の省略)

第22条 法令又は他の条例の規定により、第4条から第6条まで(第15条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定によるものと同等以上の効果が期待できると市長が認めるときは、第4条から第6条までに規定する手続の全部又は一部を省略することができる。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、墓地等の経営の許可等の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に埼玉県知事に対してされた経営許可若しくは変更許可等の申請で、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成13年埼玉県条例第74号)附則第2項の規定により市長に対してされたとみなされるもの又は同日以後に市長に対してされた経営許可若しくは変更許可の申請で、同日前に埼玉県知事が定める第3条の規定に相当する手続を始めた者が行ったものに係る許可を行う場合の基準は、墓地、埋葬等に関する法律施行条例(平成11年埼玉県条例第65号)の例による。

(鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置)

3 鳩ヶ谷市の編入の日前に、編入前の鳩ヶ谷市の市長に対してなされた経営の許可又は変更の許可等の申請に係る許可を行う場合の基準は、第10条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成15年9月26日条例第39号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の川口市墓地等の経営の許可等に関する条例(以下「新 条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第3条の規定によ り市長と協議を行う者に係る許可を行う場合について適用し、同日前にこの条例 による改正前の川口市墓地等の経営の許可等に関する条例第3条の規定により市 長と協議を行った者に係る許可を行う場合については、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月8日条例第6号)

この条例は、不動産登記法(平成16年法律第123号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則(平成20年9月24日条例第33号)

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成23年9月26日条例第85号)

この条例は、平成23年10月11日から施行する。

附 則(令和3年3月2日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の川口市墓地等の経営の許可等に関する条例(以下「新条例」という。)第10条(新条例第14条第4項において準用する場合を含む。)並びに第14条第5項及び第7項並びに別表第1の規定は、この条例の施行の目(以下「施行日」という。)以後に新条例第9条の規定により申請する経営許可及び新条例第14条第1項の規定により申請する変更許可等の基準について適用し、施行日前にこの条例による改正前の川口市墓地等の経営の許可等に関する条例(以下「旧条例」という。)第9条の規定により申請した経営許可及び旧条例第14条第1項の規定により申請した変更許可等の基準については、なお従前の例による。
- 3 新条例第9条及び第14条並びに前項の規定にかかわらず、施行日前に旧条例 第3条(旧条例第15条において準用する場合を含む。)の規定により行った協 議に係る経営許可及び変更許可の申請及び基準については、なお従前の例による。

| 区分 | 設置場所の基準 |
|-----|----------------------------------|
| 墓地 | 1 経営許可を受けようとする墓地の区域(以下「新設区域」とい |
| | う。)の面積が2,000平方メートル以上の場合又は変更許可の |
| | うち墓地の区域の拡張の場合であって当該拡張する区域(以下「拡 |
| | 張区域」という。)の面積が2,000平方メートル以上のときに |
| | あっては、新設区域又は拡張区域の境界線と学校、公園、保育所、 |
| | 病院、診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。 |
| | 以下同じ。)その他の規則で定める公共施設又は住宅の敷地の境界 |
| | 線との水平距離が50メートル以上ある土地であること。 |
| | 2 埋葬を行う墓地にあっては、1に掲げる土地であり、かつ、河川 |
| | から20メートル以上離れていること及び飲用水を汚染するおそれ |
| | のない土地であること。 |
| | 3 新設区域は、幅員が6メートル(墓地の区域が1ヘクタール以上 |
| | の場合にあっては、9メートル)以上の道路(袋路状のものを除 |
| | く。)に面していること。 |
| | 4 宗教法人が経営する墓地にあっては、主たる事務所が存する宗教 |
| | 法人法第3条第2号に規定する土地(同条に規定する境内建物のう |
| | ち教義を広め儀式行事を行う施設であるものが存するものに限 |
| | る。)又はこれに隣接する土地であること。ただし、市長が、市民 |
| | の宗教的感情に適合すること、公衆衛生その他公共の福祉の見地か |
| | ら支障がないこと、墓地の管理上支障がないことその他の特別の理 |
| | 由があると認めるときは、この限りでない。 |
| 納骨堂 | 1 納骨堂の敷地の境界線と病院又は診療所の敷地との水平距離が 5 |
| | 0メートル以上ある土地であること。 |
| | 2 宗教法人が経営する納骨堂にあっては、主たる事務所が存する宗 |
| | 教法人法第3条第2号に規定する土地(同条に規定する境内建物の |

うち教義を広め儀式行事を行う施設であるものが存するものに限る。)又はこれに隣接する土地であること。ただし、市長が、市民の宗教的感情に適合すること、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないこと、納骨堂の管理上支障がないことその他の特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表第2(第10条関係)

| 区分 | 構造設備の基準 |
|----|----------------------------------|
| 墓地 | 1 墓地の境界に接し、その内側に次に掲げる基準による幅の緑地を |
| | 設け、かつ、墳墓が見えないように障壁又は樹木の垣根等を設ける |
| | こと。 |
| | (1) 新設区域の面積又は拡張区域の面積が1,000平方メートル |
| | 未満である場合 1.5メートル以上 |
| | (2) 新設区域の面積又は拡張区域の面積が1,000平方メートル |
| | 以上2,000平方メートル未満である場合 2メートル以上 |
| | (3) 新設区域の面積又は拡張区域の面積が2,000平方メートル |
| | 以上3,000平方メートル未満である場合 3メートル以上 |
| | (4) 新設区域の面積又は拡張区域の面積が3,000平方メートル |
| | 以上である場合 5メートル以上 |
| | 2 墓地の出入口には、施錠のできる門扉を設けること。 |
| | 3 墓地内の通路はアスファルト、コンクリート等堅固な材料で築造 |
| | し、門扉の内側に設けるものにあってはその幅員が1.5メートル以上 |
| | のものであり、門扉の外側に設けるものにあっては次に掲げる基準 |
| | による幅員であって自動車の通行に支障のないものであること。 |
| | (1) 墓地の区域が1ヘクタール未満の場合 6メートル以上 |
| | (2) 墓地の区域が1ヘクタール以上の場合 9メートル以上 |
| | 4 雨水及び汚水を適切に排水できること。 |
| | 5 管理事務所、便所、ごみ集積設備、給水設備及び排水設備を設け |

ること。ただし、市長が適当と認めるときは、これらの施設の一部 を、当該墓地に近接した場所等市長が認める場所に設けることがで きる。

6 墓地の区域内の土地は、地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水の危険性が高い土地その他これらに類する土地であるときは、地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていること。

納骨堂

- 1 納骨堂の敷地の境界に接し、その内側に幅3メートル以上の緑地を設け、かつ、当該境界から3メートル以上内側に障壁又は樹木の垣根等を設けること。
- 2 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第7号に規定する耐火構造とし、納骨装置は、同条第9号に規定する不燃材料を用いること。
- 3 納骨堂に近接した場所等市長が認める場所に管理事務所及び便所を設けること。
- 4 出入口及び納骨装置は、施錠のできる構造とすること。

火葬場

- 1 周囲は、高さ2メートル以上の障壁又は樹木の垣根等を設け、外部と区画すること。
- 2 火葬炉には、防臭及び防じんのために必要な装置を設けること。
- 3 火葬場内に管理事務所、便所、休憩所、火葬室及び残灰庫を設けること。